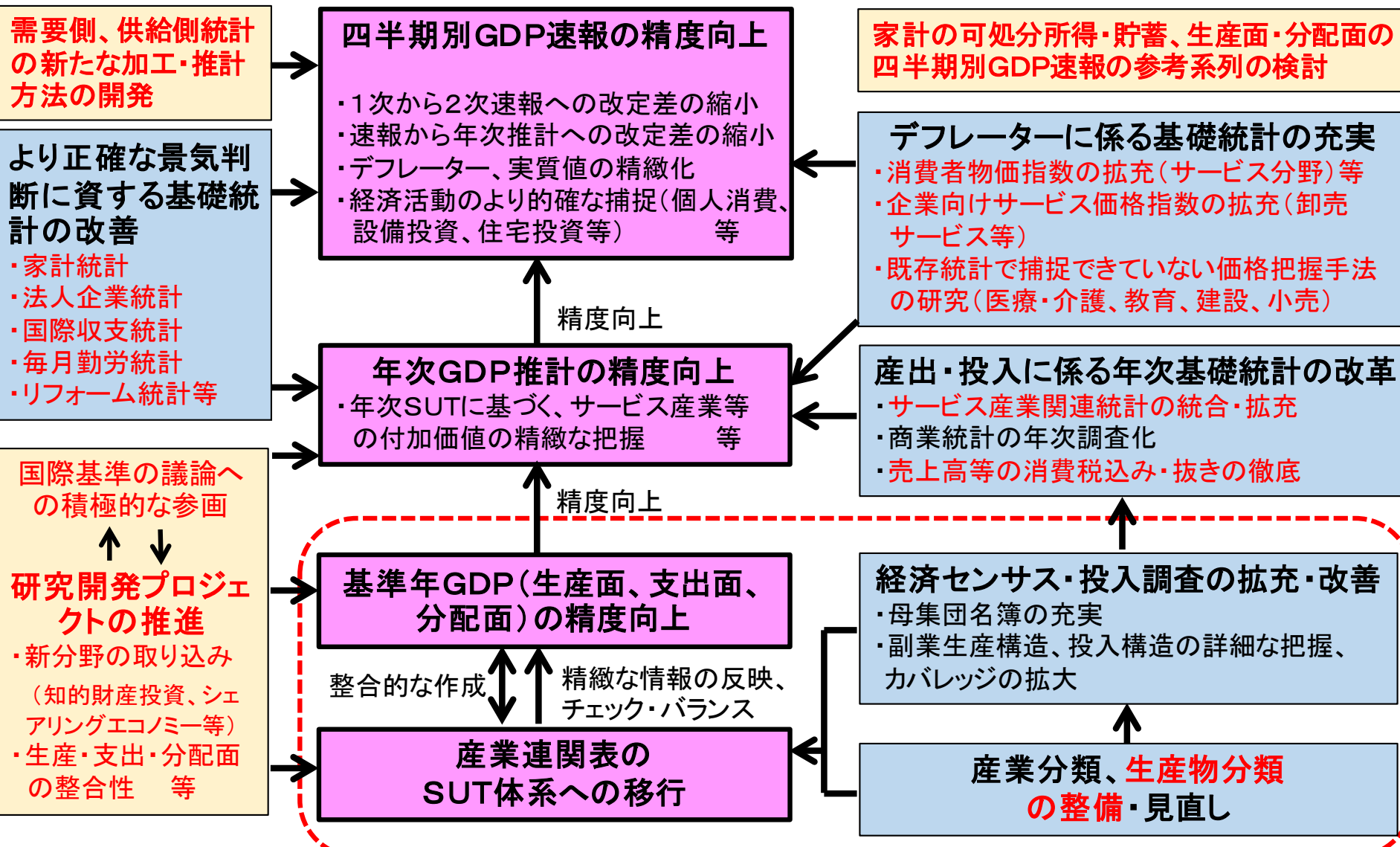


※赤字は「統計改革の基本方針」別紙I、II記載事項



(備考) は基礎統計の課題、 はGDP統計の加工・推計の課題、 は左記を踏まえたGDP統計の改善内容を示す。

経済統計改善の取組方針

I. GDP統計に用いられる基礎統計の改善

GDP統計の推計に用いられる各種基礎統計について、精度の向上、調査対象の拡大、公表の早期化など以下の表に示された取組を行うことにより、GDP統計の推計の精度向上を図る。基礎統計の見直し結果のGDP統計の推計への反映については、四半期速報(QE)、年次推計、基準改定のタイミングで随時実施する。また、改善された個別の基礎統計を活用し、より正確な景気判断を行う。

<民間最終消費等>

1-1. 家計調査【総務省】

対応方針	実施日程
① オンライン家計簿の導入などICTを積極的に活用することで、報告者負担を軽減しつつ、調査の質の更なる向上を図る。	① 2018年1月からの実施に向け、2016年度中に結論を得る。
② 総務省において開催されている「速報性のある包括的な消費関連指標の在り方に関する研究会」における議論を踏まえ、国の消費全般の動向を、マクロ、ミクロの両面で捉える新たな指標を作成する。	② 研究会の議論を踏まえ、可能な限り早期に実施。
③ 調査対象世帯の年齢や世帯構造について検証を行い、調査結果の補正について検討する。	③ 継続実施。

1-2. 家計消費状況調査【総務省】

対応方針	実施日程
調査の質の更なる向上の観点から、調査票回収督促及び内容審査の強化に必要な措置を講ずる。	予算措置などの状況を踏まえ、2017年度を目標に実施。

<民間企業設備投資・民間在庫投資>

1-3. 法人企業統計調査【財務省、内閣府】

対応方針	実施日程
① 調査のオンラインシステムと会計ソフトとの連携等により調査負担を軽減し、回収率の向上と集計事務の迅速化を図る。	① 2019年度から実施。
② 督促、欠測値の補完方法の改善を図る。	② 2016年度から検討。
③ 四半期報について、調査対象や項目を限定した調査を導入することにより、1次QE推計に間に合うように早期化を図る。経済界の協力を得つつ、試験的な調査を実施し、内閣府と協力し、同結果を反映した場合における1次QEから2次QEへの改定幅の試算を行い、報告者負担を含めた検証を行う。	③ 2016年度から検討。2019年度から試験的な調査を実施し、同結果を反映した場合における改定幅の試算、検証を行う。
④ 四半期報の早期化を前提に、研究開発投資を調査項目に追加する。経済界の協力を得つつ、試験的な調査を実施し、内閣府と協力し、同結果を反映した場合における1次QEから2次QEへの改定幅の試算を行い、報告者負担を含めた検証を行う。	④ 2016年度から検討。2019年度から試験的な調査を実施し、同結果を反映した場合における改定幅の試算、検証を行う。
⑤ 設備投資のサンプル断層調整値を公表する。	⑤ 2016年度中に結論。

<公的固定資本形成>

1-4. 建設総合統計【国土交通省、内閣府】

対応方針	実施日程
① 公共工事出来高と国・地方・公的企業等の決算書との整合性を確認する。	①②2017年度中実施。
② 公的資本形成について、QEとGDP年次推計とのかい離の原因について検証を行う。	

<総固定資本形成・住宅投資>

1-5. 建築着工統計【国土交通省】

対応方針	実施日程
① 工事費予定額の定義の明確化と周知による報告の正確性向上。	①②③統計委員会における審議を踏まえ、2017年度以降、段階的に実施。
② 異常値、外れ値への対応の徹底。	
③ 工事費予定額と完成工事費とのかい離を調査する「補正調査」の精度向上とその公表。	

1-6. 建築物リフォーム・リニューアル統計の改善とSNAへの反映【国土交通省、内閣府】

対応方針	実施日程
① 調査基準期間を半年から四半期に変更するとともに、SNAで固定資本形成に含まれる「改装・改修工事」と、中間消費に含まれる「維持・修理」に分けて調査し公表する。	① 2016年度より新調査を実施し、公表。
② 遡及系列を作成し、公表する。	② 2019年度予定の平成27年産業連関表に反映の上、2020年度目途に予定されている次回のSNA基準改定に反映されるよう実施。
③ 新調査による結果の蓄積を得て、SNAへの反映に際しての手法や影響、課題について検討を行う。	③ 2018年度までに実施。

<外需等>

1-7. 国際収支統計【財務省、日本銀行、内閣府】

対応方針	実施日程
① 次回国際収支マニュアル改訂への対応時に遡及系列を作成できるよう検討する。	① 次回IMF国際収支マニュアル改訂への対応時に検討。 (注) IMF国際収支マニュアルの改訂時期は未定。
② 再投資収益について、内閣府との協力の下、国民経済計算との調和も考慮し、計上手法を検討する。	② 2019年度を目途に結論を得る。
③ 「居住者間取引を挟む転売の対象となった財貨等」等の公表など財貨の輸出入部分についての通関統計との差の透明化について検討する。	③ 2019年度を目途に結論を得る。

1-8. 訪日外国人消費動向調査【国土交通省】

対応方針	実施日程
都道府県別の訪日外国人旅行消費額を把握するために標本規模を拡大する。	2016年度に予備調査を実施し、2018年から本格調査を行う。

<生産やサービス産業などの経済活動の基礎統計>

1-9. サービス統計全般（体系的整備）【総務省、経済産業省、関連統計作成府省】

対応方針	実施日程
<p>サービス産業をほぼ網羅的に把握するものの費用を把握していない「サービス産業動向調査」と、特定のサービス産業において費用等を把握している「特定サービス産業実態調査」等の関連統計調査の発展的な統合に向けて、次のような観点を含め、検討を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 付加価値等の構造を把握するために営業費用や内訳等を把握 ● 結果公表の早期化・安定化 	<p>2019年度からの統合に向け、2018年度までに結論を得る。</p>

1-10. サービス統計全般（内容充実）【統計委員会】

対応方針	実施日程
<p>統計委員会において、シェアリングエコノミー等多様化するサービス産業の計測など研究課題について審議する。</p>	<p>2016年度から開始。</p>

1-11. 生産物分類【総務省】

対応方針	実施日程
<p>新サービス捕捉の観点から生産物分類の構築について、商品及びサービスの特性を踏まえて段階的に検討を進める。</p>	<p>2017年度以降、段階的に検討を進める。</p>

1-12. 企業統計全般【総務省、関連統計作成府省】

対応方針	実施日程
<p>売上高等の集計における消費税込み・抜きを選択制を徹底する。</p>	<p>関係府省間の合意を踏まえ順次実施。</p>

<デフレーター>

1-13. 消費者物価指数【総務省】

対応方針	実施日程
<p>① 家賃の経年劣化を踏まえた品質調整について検討する。</p>	<p>① 2017年度の可能な限り早期に研究結果を公表し結論を得る。</p>
<p>② 2020年基準改定におけるサービスの価格（冠婚葬祭サービスなど）の更なる把握拡充について検討を行う。</p>	<p>② 2018年度までに結論を得る。</p>
<p>③ インターネット販売価格の更なる捕捉及び2020年基準改定における採用の可否を検討する。</p>	<p>③ 2018年度までに結論を得る。</p>

1-14. 企業向けサービス価格指数【日本銀行】

対応方針	実施日程
既存の統計では捕捉できていない卸売サービス、特許貸出サービスについて、新たに調査対象とする。	2018 年央までに結論を得て次回の基準改定（2019 年央）より実施。

1-15. 既存統計で捕捉できていない価格の把握【日本銀行、内閣府、総務省、関連省庁】

対応方針	実施日程
医療・介護、教育の質の変化を反映した価格の把握手法、及び建設（市場取引価格ベース）、小売サービス（マージン）の価格の把握手法について研究する。	2017 年度から開始。

<雇用者報酬>

1-16. 毎月勤労統計【厚生労働省】

対応方針	実施日程
① 2020 年からのローテーション・サンプリングの導入に向けて着実に準備を実施する。	①②③ 統計委員会の答申を得て、2018 年より実施。
② 継続標本による参考指標を作成し公表する。	
③ 標本抽出に事業所母集団データベースを用いる。	

<産業連関表>

1-17. 産業連関表【産業連関表作成府省】

対応方針	実施日程
自社開発ソフトウェアや研究開発の固定資本として計上するなど、産業連関表と国民経済計算の整合性の強化を図る。	2019 年度に予定されている平成 27 年産業連関表の公表までに検討。

1-18. 産業連関表、国民経済計算【産業連関表作成府省、内閣府】

対応方針	実施日程
基本価格表示の産業連関表の作成について、平成 27 年表での実現を目指す。さらに、国民経済計算においては、産業連関表の作成状況を踏まえ、国民経済計算の次回基準改定での実現に向けた所要の検討を行う。	2020 年度までに結論を得る。

Ⅱ. GDP統計の加工・推計手法等の改善

GDP統計については、加工・推計手法の改善として、四半期速報の精度向上、景気判断向上のための新たな四半期系列の作成、現行SNA基準では未計上の新分野の取込みを行うとともに、情報開示の拡充によりユーザーの利便性の向上を図る。また、GDP統計に係る国際基準策定プロセスへの関与を強化する。

対応方針	実施日程
家計調査、法人企業統計等の需要側統計と供給側統計の新たな加工・推計手法の開発など消費・投資の基礎統計の利用法の改善を図る。	可能なものは2017年末実施。
<ul style="list-style-type: none"> ① 家計の可処分所得、貯蓄の速報値を参考系列として公表する。 ② 生産面、分配面の四半期別GDP速報を参考系列として公表する。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 2018年度中の参考系列公表に向け検討 ② 2018年度末までに取扱いについて結論。
娯楽作品の原本（映画等）を総固定資本形成に計上する。	2020年度中目途の次回基準改定での実現に向け検討。
<ul style="list-style-type: none"> ① 拡充した推計手法解説書（デフレーター推計手法の詳細を含む）を公表する。 ② 従前の民間エコノミストとの意見交換（年一回程度）を拡充し、経済団体、統計研究者、各政策当局とのコミュニケーションを強化する。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 2016年度中に実施。 ② 2017年度から順次実施。
<ul style="list-style-type: none"> ① 国際議論への積極的参画を図りつつ、理論的・実務的な研究を実施。 ② 研究を踏まえ、OECD等の国際会議において積極的な意見表明を実施。 ③ 新分野の取り込み、生産・支出・分配の三面の整合性等に関する研究開発プロジェクトを推進する。 	①②③2017年以降実施